

新宿駅直近地区に係る都市計画案について

都市計画案（地区計画・都市施設(駐車場)）

2022年6月



1. これまでの経緯

新宿グランドターミナルの一体的な再編

新宿駅周辺には、築50年以上の建物が多く存在し、駅や駅ビルも老朽化が進んでいます。更新期を迎えた駅ビルの建替えを契機として、誰にとっても優しい「新宿グランドターミナル」とするため、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編整備することとし、東京都と新宿区は、2018（平成30）年3月に「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編～」を策定しました。

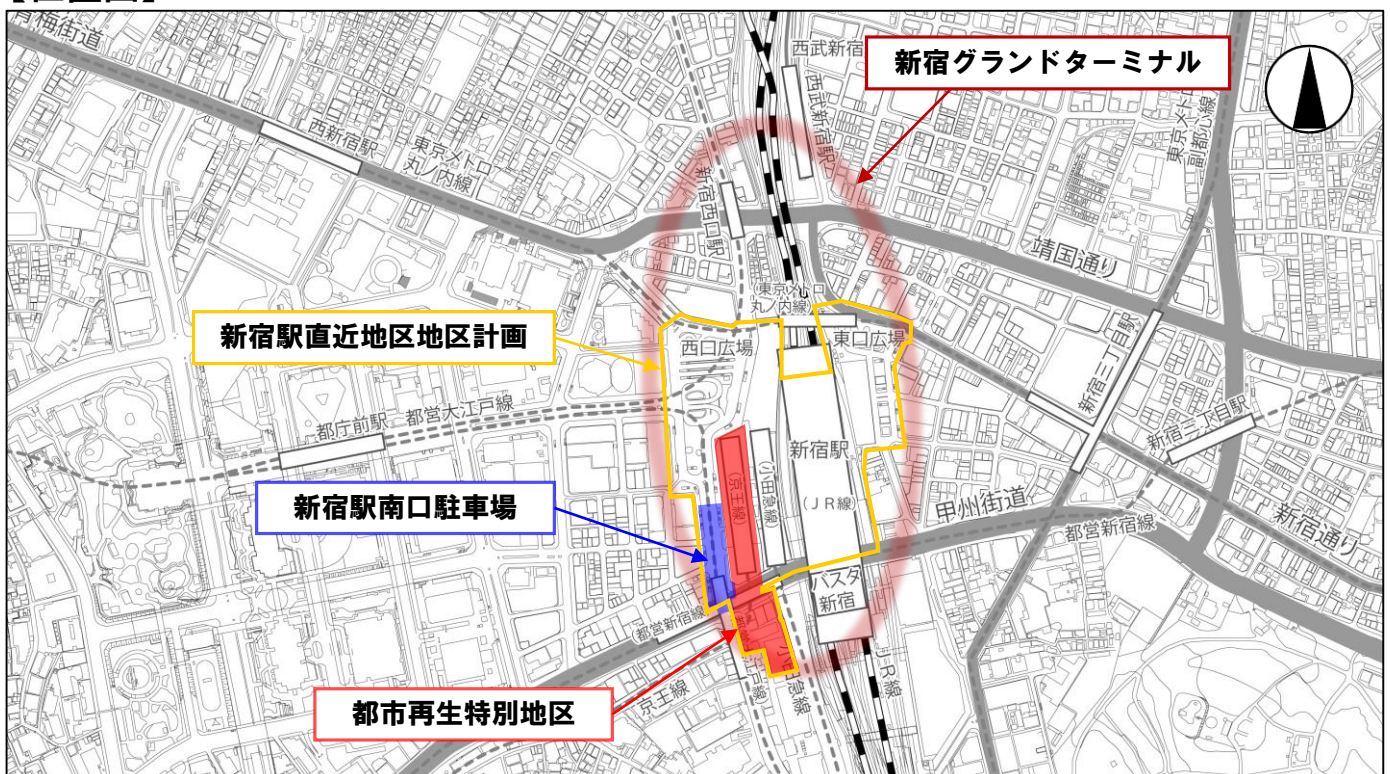
この再整備方針の実現に向けて、先行して再編する新宿駅直近地区の都市基盤等（都市施設、地区計画、用途地域、土地区画整理事業）について、2019（令和元）年12月に都市計画の決定を行い、建物計画などの具体化に合わせて、段階的に都市計画の変更を進めています。

この度、国家戦略特別区域法の特例を活用した駅ビル等の建物計画について、都市再生特別地区の都市計画手続きと合わせ、新宿区と渋谷区は関連する都市計画（地区計画、駐車場）の変更を行います。

まちづくりの経緯

- 2018年3月 「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編～」の策定
- 2019年12月 都市計画決定（都市施設、地区計画、用途地域、土地区画整理事業）
- 2021年4月 新宿駅西口地区に関する都市計画変更（地区計画、都市施設（駐車場）、都市再生特別地区）
- 2021年11月 都市計画変更（都市施設（通路））
- ▶ 2022年4月～ 新宿駅西南口地区に関する都市計画手続きに着手（地区計画、都市施設（駐車場）、都市再生特別地区）

【位置図】



「本資料の地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号 3都市基交著 第44号)」「(承認番号) 31都市基街第281号、令和2年3月11日」

2. 新宿の拠点再整備方針の概要

新宿グランドターミナルのコンセプト

Shinjuku Grand Terminal

新宿グランドターミナル

駅、駅前広場、駅ビル等が有機的に一体化した次世代のターミナル
誰にとっても優しい空間がまちとつながり、
様々な目的を持って訪れる人々の多様な活動にあふれ、
交流・連携・挑戦が生まれる場所

新宿グランドターミナルの再整備方針

交流軸の構築

方針 1 グランドターミナルとまちを「東西骨格軸」でつなぐ

方針 2 グランドターミナルを一体化して整える

方針 3 人中心の広場とまちに変える

連携空間の創出

方針 4 グランドターミナルの顔となるプラザ・テラスを整備する

方針 5 グランドターミナルに新たな機能を誘導・導入する空間を創出する

方針 6 グランドターミナルの各所に人が佇みたくなる空間とみどりを創る

持続的な発展への挑戦

方針 7 新宿のレガシーを継承しながら、新たな景観を生み出す

方針 8 誰もがチャレンジできる環境を用意する

方針 9 次世代の技術導入の可能性に果敢に挑戦する

方針 10 新宿全体の挑戦に結び付ける

グランドターミナルの再編イメージ



※各種機能の位置・大きさはおおむねのイメージである。

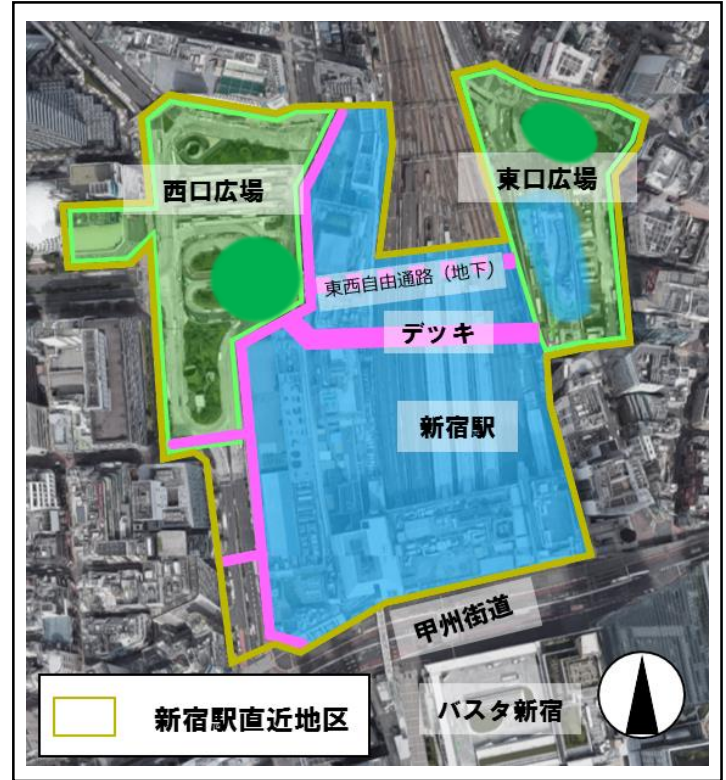
- ※1 ターミナル軸 : グランドターミナルを一体化し、まちとつなぐ歩行者空間
- ※2 ターミナルシャフト : 地上・地下・デッキレベルのターミナル軸をつなぐバリアフリーの縦動線
- ※3 新宿セントラルプラザ : グランドターミナルの核となる広場空間（線路上空）
- ※4 新宿テラス : グランドターミナルの顔となり、人の動きが立体的に感じられる、視認性の高い広場空間
- ※5 エントランス : 周辺から駅の位置が視認でき、人が佇む場と共に、人の動きが立体的に感じられる視認性の高い空間

3. 新宿駅直近地区の整備の方向性と都市計画の概要

新宿駅直近地区の現状



整備の方向性



: 駅前広場
 : 主な滞留空間
 : 新たな歩行者動線（デッキ等）
 : 駅・駅ビル

駅前広場・滞留空間の現状

自動車中心の駅前広場

(歩行者系機能)

- 自動車中心の空間構成となっており、歩行者の滞留できる空間が不足



▲西口駅前広場

(車両系機能)

- バス・タクシーや一般車等、多様な車両動線が混在
- 通過交通や駐車場利用等の駅への関係性が低い車両の広場内への流入



▲東口駅前広場

駅前広場・滞留空間の整備の方向性

人中心の駅前広場に再編

(歩行者系機能)

- 歩行者優先の駅前広場に再構成し、歩行者空間を拡大
- 駐車場の出入口を移設し、歩行者空間を拡充

(車両系機能)

- 駅前広場への車両流入の抑制
- バス・タクシー乗り場等の再配置により交通結節機能を強化
- 駐車場の駅前広場内の出入口を移設し、駅前広場に流入する車両を抑制

歩行者動線の現状

移動しにくい歩行者動線

- 鉄道や幹線道路、駅前広場を横断できる空間が不足しているため、駅とまち、まちとまちの間が移動しにくい
- 歩行者流動が局所的に集中・交錯



▲西口駅前広場

歩行者動線の整備の方向性

デッキの新設等による歩行者ネットワークの拡充

- 線路上空に東西デッキを新設し、地下の東西自由通路と共に、東西のまちをつなぐ東西骨格軸を形成
- 歩行者ネットワークの重層化による歩行者流動の分散化
- ユニバーサルデザインに配慮した空間を整備

- 2019（令和元）年12月に、先行して再編する新宿駅直近地区の都市基盤等について、都市計画を決定
- 以降、駅ビルの建物計画などの具体化に合わせて、段階的に都市計画を変更

2019(令和元)年12月以降の都市計画決定

■ 都市施設

種別	名称	主な内容	決定権者
道路	幹線街路 新宿副都心街路第4号線	交通広場の変更	東京都
	幹線街路 新宿副都心街路第7号線	起点位置の変更 延長の変更 車線の数決定	
	幹線街路 補助線街路第72号線	起点位置の変更 延長の変更	
	新宿駅付近広場第2号	廃止	
	区画街路 新宿区画街路第1号線	新規追加	
通路	特殊街路 新宿歩行者専用道第4号線	廃止	新宿区
	新宿駅北東部地下通路線	新規追加	
	新宿駅中央通路線 (線路上空デッキ)	新規追加	
	新宿駅地下通路線 (地下自由通路)	新規追加	
交通広場	新宿駅西口広場	新規追加	新宿区
駐車場	新宿駅西口駐車場	区域の変更 面積の変更 台数の変更	
	新宿駅西口駐車場	区域の変更 面積の変更 構造の変更 台数の変更 出入口の数の変更	

■ 地区計画

種別	名称	主な内容	決定権者
地区計画	西新宿一丁目7地区地区計画	区域等の変更	新宿区
	新宿駅直近地区地区計画	新規	
	新宿駅直近地区地区計画	地区施設の追加 建築物等の制限 の追加 等	

■ 用途地域

種別	名称	主な内容	決定権者
用途地域	—	容積率等の変更	東京都

■ 土地区画整理事業

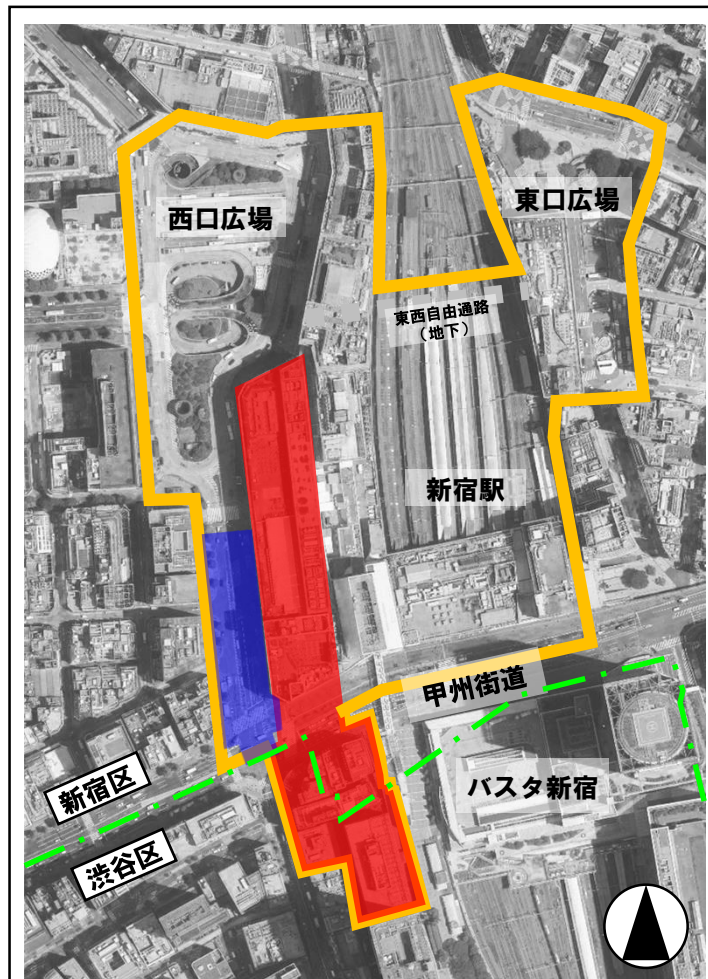
種別	名称	主な内容	決定権者
土地区画整理事業	新宿駅直近地区土地区画整理事業	新規	新宿区

■ 【参考】 都市再生特別地区

種別	名称	主な内容	決定権者
都市再生特別地区	新宿駅西口地区	容積率の最高限度 1600% 等	東京都

 2019年12月決定告示 (令和元年)
 2021年4月決定告示 (令和3年)
 2021年11月決定告示 (令和3年)

都市計画案



【凡例】

- 地区計画
- 都市施設(駐車場)
- 都市再生特別地区
- 行政境界

■ 地区計画 (案)

種別	名称	主な内容	決定権者(※)
地区計画	新宿駅直近地区地区計画	地区施設の追加 建築物等の制限 の追加 等	新宿区 渋谷区

■ 都市施設 (案)

種別	名称	主な内容	決定権者(※)
駐車場	新宿駅南口駐車場	区域の変更 面積の変更	新宿区

■ 【参考】 都市再生特別地区 (案)

種別	名称	主な内容	決定権者(※)
都市再生特別地区	新宿駅西南口地区	容積率の最高限度 1540% 等	東京都

※国家戦略特別区域法の特例により、内閣総理大臣の認定によって都市計画の決定または変更がされたものとみなされます。

4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

地区計画（案）

名称	位置	面積
新宿駅直近地区地区計画	新宿区新宿三丁目、西新宿一丁目各地内及び渋谷区代々木二丁目各地内	約11.6ha

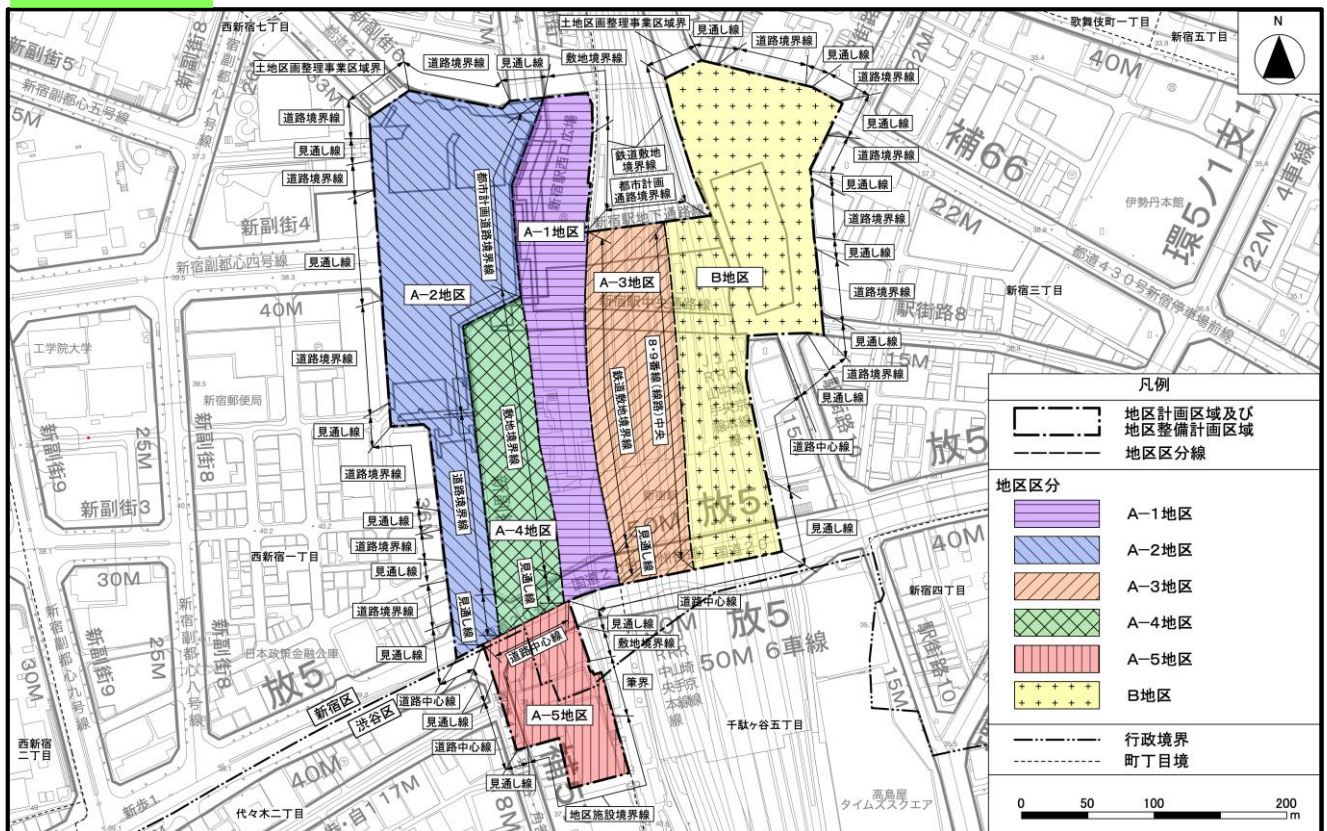
【地区計画の目標】

- ・東西のまちをつなぐ地下の東西自由通路、線路上空の東西デッキ、南北のまちをつなぐデッキ及び東西駅前広場等の整備を推進するとともに、本地区内の駅ビル等の更新に合わせて、段階的に地区整備計画を策定し、新宿グランドターミナルの一体的な再編を誘導する。
- ・本地区のまちづくりを契機として、周辺地区においてもまちの特性やまちづくりの動向をふまえ、さらなるまちづくりを推進する。
- ・新宿駅周辺地域全体として、質の高い国際交流拠点を形成する。

【土地利用の方針】

- ・新宿グランドターミナルを介して東西南北のまちをつなぐ歩行者中心の空間を構築する。
- ・わかりやすく人に優しいユニバーサルデザインに配慮した新宿グランドターミナルを構築する。
- ・東西駅前広場を歩行者優先の駅前広場に再構成する。
- ・線路上空に公益的な活動交流空間を創出する。
- ・東西駅前広場と一体となった多様な機能を融合する空間を創出する。
- ・賑わい、憩い、安全・安心を生む滞留空間を重層的に創出する。
- ・風のみち（みどりの回廊）を形成するため、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐ重層的なみどりを創出する。
- ・国際競争力強化に資する商業・業務・観光・娯楽・宿泊・滞在支援・MICE機能の充実・強化を誘導する。
- ・A-1地区は、交流・連携・挑戦を生み出すビジネス創発機能を整備する。
- ・A-4地区は、賑わい形成に資する観光産業拠点や、観光拠点の強化に資する宿泊施設を整備する。
- ・A-5地区に、新宿サザンテラスや甲州街道など既存のターミナル軸に接続し、まちの回遊性を向上する歩行者ネットワークを整備するとともに、複合的な都市機能の集積と周辺住環境との調和を図る。

区域図



下線部は変更・追加する部分です。

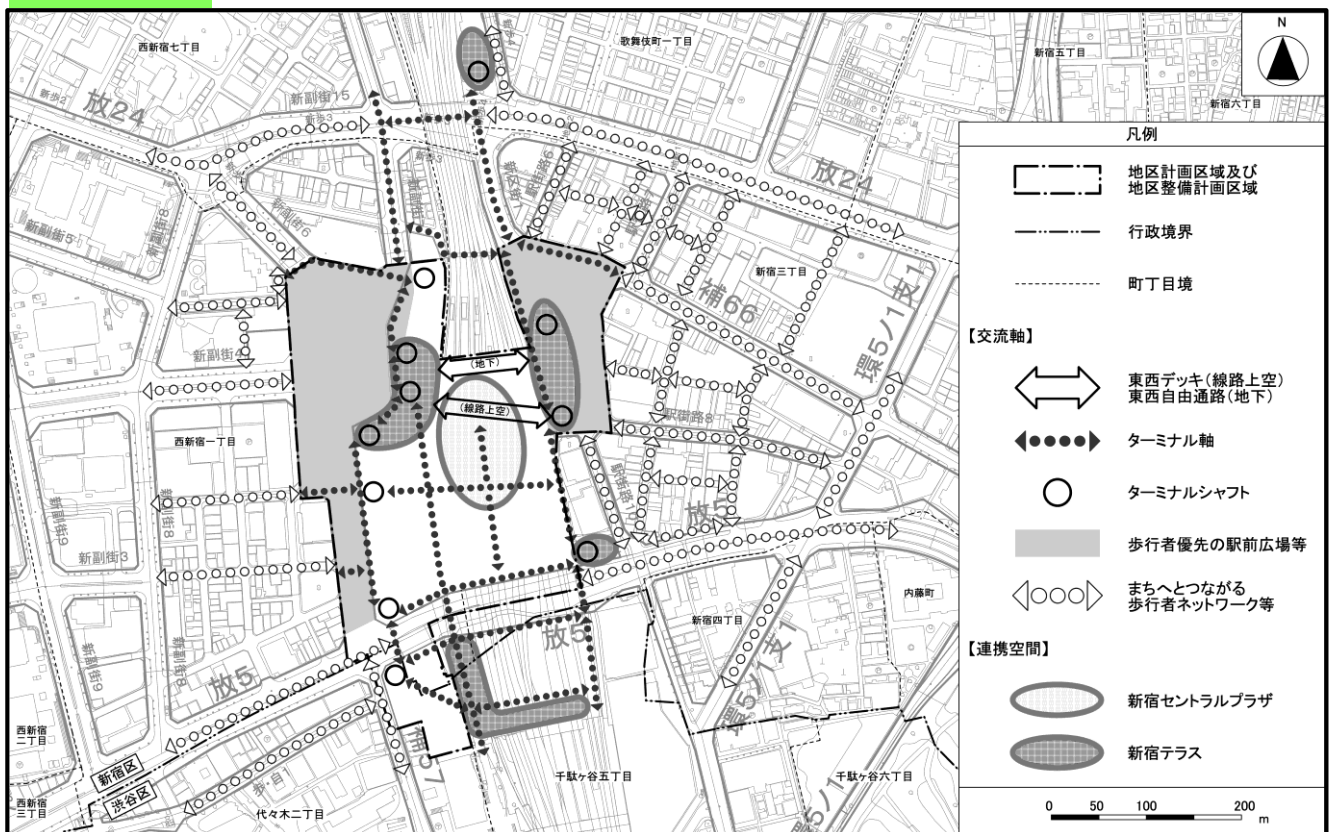
【地区施設の整備の方針】

- ・新宿グランドターミナルの核となる広場（新宿セントラルプラザ）を線路上空に整備する。
- ・新宿グランドターミナルの顔となる広場（新宿テラス）をまちが望める重層的な空間として駅前広場に面して整備する。
- ・歩行者中心のネットワークを構築するため、歩行者デッキ及び通路（ターミナル軸）を整備する。
- ・東西デッキ、ターミナル軸と一体となって賑わい・憩いを創出するとともに、待ち合わせ等に利用できる広場を整備する。
- ・ターミナル軸の結節点や駅の改札周辺に、地上・地下・デッキレベルの公共的空間をつなぐバリアフリーの縦動線（ターミナルシャフト）を含む立体広場を整備する。
- ・A-1、A-4地区の建築物の中層階に、歩行者優先の駅前広場を立体的に拡大するとともに、様々な活動の場を創出し、まちが望める空中回廊（スカイコリドー）を整備する。
- ・A-5地区は、周辺市街地との調和や環境配慮として、隣接するビルとの境界線沿いに緑地帯を整備する。
- ・A-5地区の道路境界線沿いに、快適な歩行者空間を形成するため歩道状空地を整備する。

【建築物等の整備の方針】

- ・誰もが安全・安心に過ごせる都市環境の強化と国際競争力強化に資する機能の導入を図る。
- ・公共施設の整備や質の高い国際交流拠点の形成に資する街並みの整備の状況に応じた高度利用を誘導する。
- ・質の高い国際交流拠点の形成に資する一定規模以上の建築物を誘導する。
- ・歩行者優先の駅前広場、道路、デッキに面して、歩行者の滞留空間と賑わい・憩いが感じられる空間を創出する。
- ・駅ビル等の更新においては、260m程度までの高さを可能とし、西新宿超高層ビル地区と一団となってなだらかな丘状のスカイラインを形成する。
- ・質の高い国際交流拠点の形成に資する賑わいを創出する。
- ・駅ビル等の更新に合わせて、敷地内に敷地面積の1/10以上の公共的空間（屋内を含む）を確保する。
- ・帰宅困難者対応等に活用できる空間を確保する。
- ・視認性の高い場所に地上部の緑化・屋上緑化・壁面緑化等を連続的に配置する。
- ・地域冷暖房や高効率な設備機器、再生可能エネルギーの導入を図るなど、環境に配慮した建築物とする。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した空間を創出するため、地上・地下・デッキレベルの公共的空間と、新宿テラス又はスカイコリドーをつなぐグランドシャフトなどのバリアフリーの動線を整備する。

方針付図



4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

【建築物等に関する事項】

地区 の 区分	名称	A-1地区	A-2地区	A-3地区	A-4地区	A-5地区	B地区	
	面積	約1.6ha	約2.9ha	約1.8ha	約1.2ha	約0.9ha	約3.1ha	
建築物等の 用途の制限 (※(1のみ))	1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 性風俗関連特殊営業の用に供するもの (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの							
	2 容積率が100/10を超える部分については、その1/2以上を国際競争力強化に資する商業・観光・娯楽・宿泊・滞在支援・MICE機能とする。						—	—
建築物の 容積率の 最高限度 (※)	新宿駅直近地区土地区画整理事業区域内の仮換地前の敷地における建築物にあつては、100/10とする。						—	—
建築物の 敷地面積の 最低限度 (※)	建築物の敷地面積は、2,000㎡以上でなければならない。ただし、次のいずれかの場合を除く。 (1) 地区計画の決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用するもの (2) 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの	建築物の敷地面積は、 <u>2,000㎡以上</u> でなければならない。					建築物の敷地面積は、2,000㎡以上でなければならない。ただし、次のいずれかの場合を除く。 (1) 地区計画の決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用するもの (2) 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの	
壁面の位置 の制限(※)	建築物の外壁・柱の面又は建築物に附属する門・塀の面は、壁面の位置の制限として定められた線を越えて建築してはならない。ただし、次のいずれかの場合を除く。 (1) デッキその他これに類するもの (2) 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設けるひさしその他これに類するもの						—	
建築物等の 形態又は 色彩その他 の意匠の制 限	1 建築物及び工作物の形態、色彩その他の意匠は、街並み形成に配慮するなど、周辺環境に配慮する。 2 広場、道路、デッキ及び通路(ターミナル軸)に面する部分は、オープンスペースやショーウィンドウを設置する等、賑わい・憩いの連続性に配慮する。 3 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模及びデザイン等とし、良好な都市景観の形成に配慮する。 4 敷地内(建築物内部を含む)に敷地面積の1/10以上の公共的空間を整備する。							

(※)については、建築基準法第68条の2の規定に基づく「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定めています。今回、壁面の位置の制限において1号壁面線の延長及び2号壁面線の追加等を行うため、当該条例に定めることを予定しています。また、「渋谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」にも新たに定めることを予定しています。

下線部は変更・追加する部分です。

【地区施設の配置及び規模】

名称	幅員	延長	面積	備考	
立体広場 1 号	—	—	約390㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上一階、地上二階）及び東京都市計画道路幹線街路新宿副都心街路第4号線（地上二階）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約140㎡
				地上1階	約110㎡
				地下1階	約140㎡
立体広場 2 号	—	—	約370㎡	新設（地下2階レベル及び地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地下一階、地上二階）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約70㎡
				地下2階	約300㎡
立体広場 3 号	—	—	約650㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地下一階、地上一階、地上二階）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約190㎡
				地上1階	約360㎡
立体広場 4 号	二	二	約610㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上一階、地上二階）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約80㎡
				地上1階	約100㎡
				MB階	約50㎡
地下1階	約380㎡				
立体広場 5 号	二	二	約320㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 通路5号（地上2階レベル）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約20㎡
				地上1階	約160㎡
				地下1階	約140㎡

4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

【地区施設の配置及び規模】

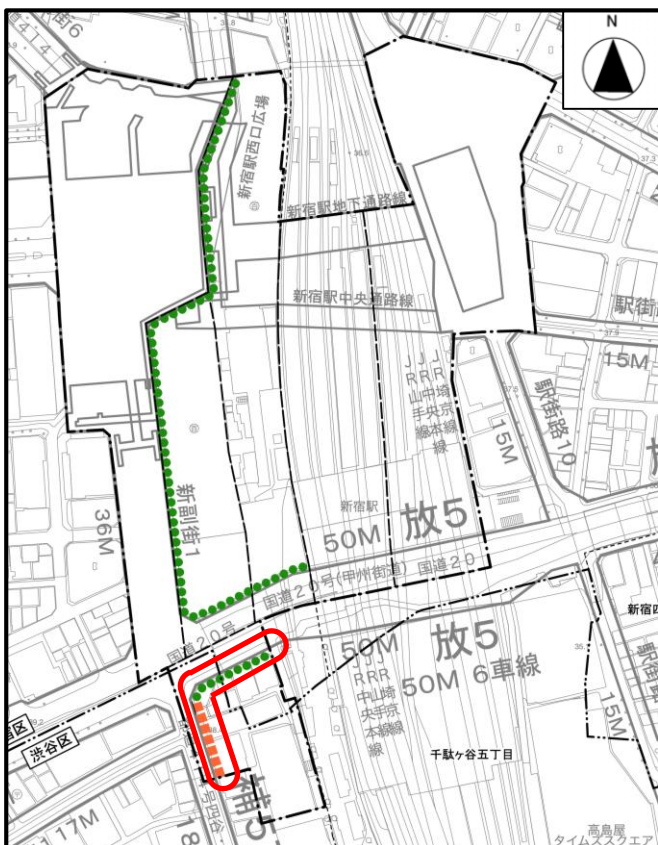
名称	幅員	延長	面積	備考	
立体広場 6号	二	二	約1,600㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。） 広場6号（地下1階レベル）、広場4号（地上2階レベル）並びに、通路6号、歩行者デッキ1号及び歩行者デッキ2号（地上2階レベル）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約480㎡
				地上1階	約590㎡
				MB階	約250㎡
地下1階	約280㎡				
立体広場 7号	二	二	約2,320㎡	新設（地下1階から地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。） 広場6号（地下1階レベル）、歩行者デッキ2号及び新宿サザンテラス（地上2階レベル）に接続	
				レベル	面積
				地上2階	約960㎡
				地上1階	約670㎡
				MB階	約370㎡
地下1階	約320㎡				
広場 1号	一	一	約380㎡	新設（地下1階レベル） 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地下一階）に接続	
広場 2号	一	一	約120㎡	新設（地下1階レベル） 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地下一階）に接続	
広場 3号	一	一	約510㎡	新設（地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。） 通路2号（地上2階レベル）に接続	
広場 4号	一	一	約610㎡	新設（地上2階レベル） 立体広場6号（地上1階レベル）に接続	
広場 5号	一	一	約640㎡	新設（地上3階レベル、階段及び昇降機を含む。） 通路3号及び通路4号（地上3階レベル）に接続	
広場 6号	二	二	約450㎡	新設（地下1階レベル） 立体広場6号及び立体広場7号（地下1階レベル）に接続	
広場 7号	二	二	約380㎡	新設（地上5階レベル、昇降機を含む）	
広場 8号	二	二	約450㎡	新設（地上9階レベル、昇降機を含む）	
広場 9号	二	二	約250㎡	新設（地上10階レベル、昇降機を含む）	
広場 10号	二	二	約750㎡	新設（地上34階レベル、昇降機を含む）	
空中回廊 1号	一	一	約2,250㎡	新設（地上9階から地上14階レベル、階段及び昇降機を含む。）	
空中回廊 2号	二	二	約5,180㎡	新設（地上9階から地上14階レベル、階段及び昇降機を含む。）	
歩行者デッキ 1号	約4m	約145m	一	新設（地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。） 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上2階）並びに通路6号、立体広場6号及び歩行者デッキ2号（地上2階レベル）に接続	
歩行者デッキ 2号	約4m	約40m	二	新設（地上2階レベル、階段及び昇降機を含む。） 歩行者デッキ1号、立体広場6号及び立体広場7号（地上2階レベル）に接続	

下線部は変更・追加する部分です。

【地区施設の配置及び規模】

名称	幅員	延長	面積	備考
通路1号	約5m	約45m	—	新設（地上2階レベル）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上二階）及び 通路2号（地上2階レベル）に接続
通路2号	約9m	約35m	—	新設（地上2階レベル）、 通路1号、通路5号及び広場3号（地上2階レベル）に 接続
通路3号	約3m	約135m	—	新設（地上3階レベル、階段及び昇降機を含む。）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上二階）及び 広場5号（地上3階レベル）に接続
通路4号	約5m	約45m	—	新設（地上3階レベル） 一般国道20号横断橋及び広場5号（地上3階レベル）に 接続
通路5号	約9m	約45m	二	新設（地上2階レベル）、 東京都市計画交通広場新宿駅西口広場（地上二階）及び 通路2号（地上2階レベル）に接続
通路6号	約5m	約30m	二	新設（地上2階レベル）、 歩行者デッキ1号及び立体広場6号（地上2階レベル） に接続
歩道状空地1号	約2m	約120m	二	新設（地上1階レベル）
緑地帯1号	約4m	約60m	二	新設（地上1階レベル）、 原則として、樹木及び植栽等による緑化とする。

壁面の位置の制限

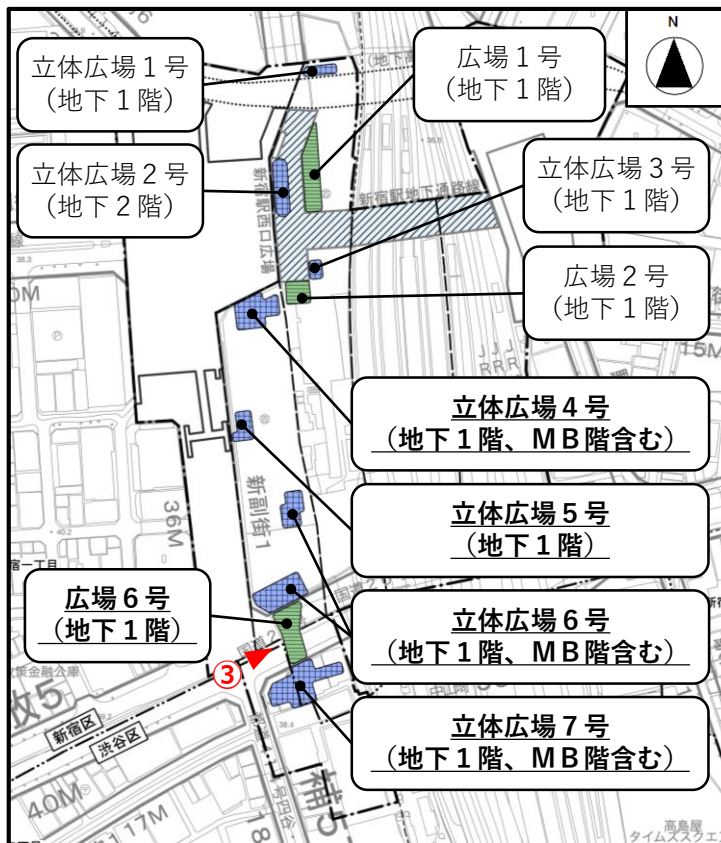


凡例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	地区区分線
壁面の位置の制限	
	1号壁面線 (都市計画道路境界線及び 道路境界線から0.3m)
	2号壁面線 (道路境界線から2m)
	追加部分
	行政境界
	町丁目境

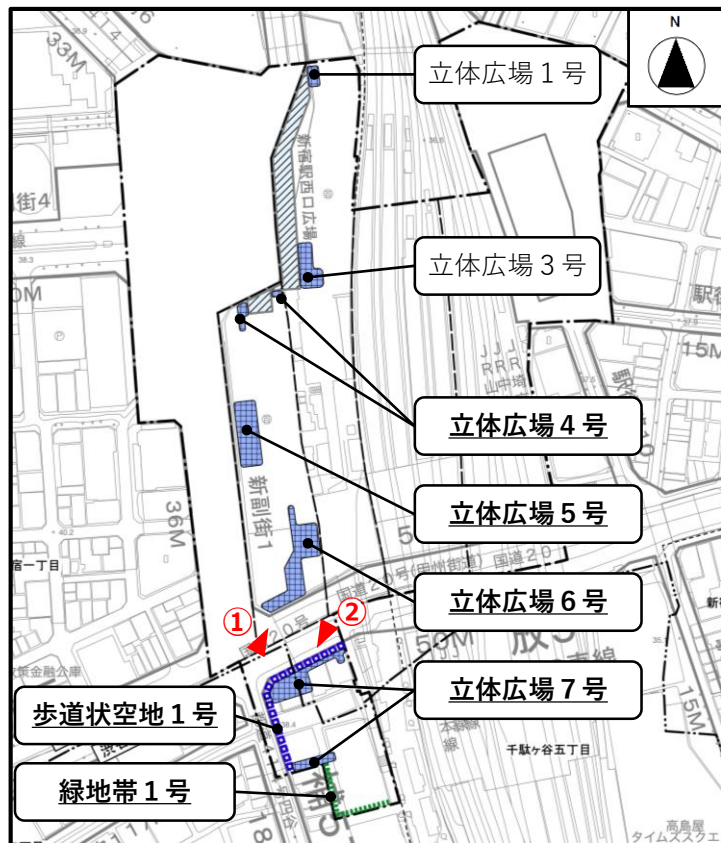
4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

地区施設の配置

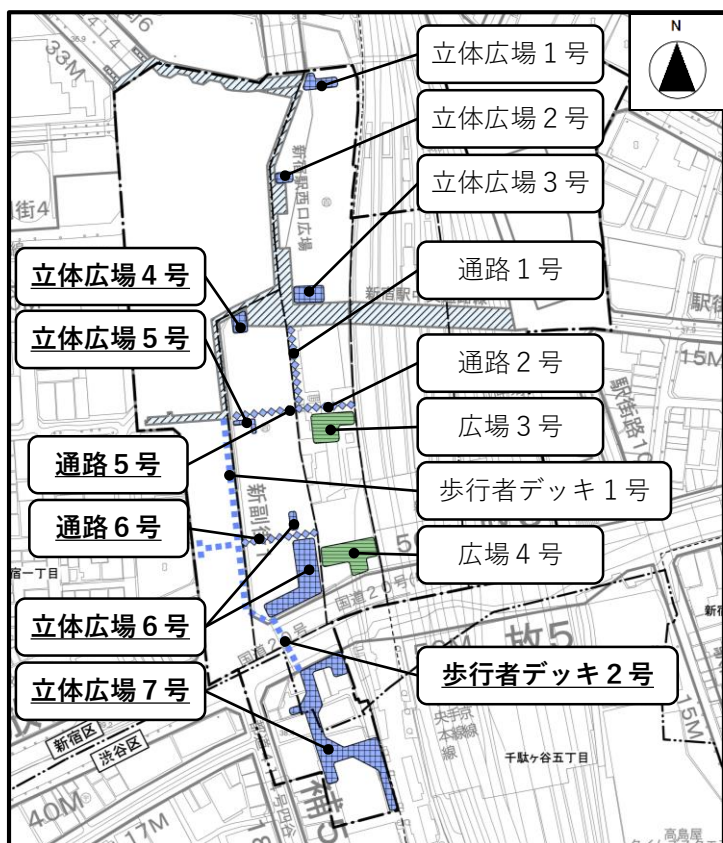
地下1階・地下2階



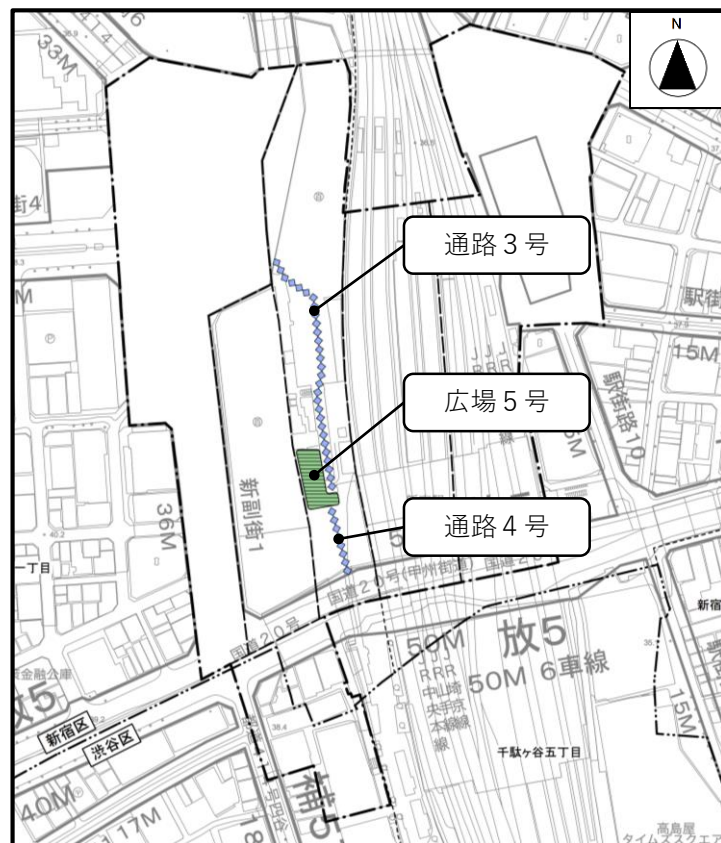
地上1階



地上2階



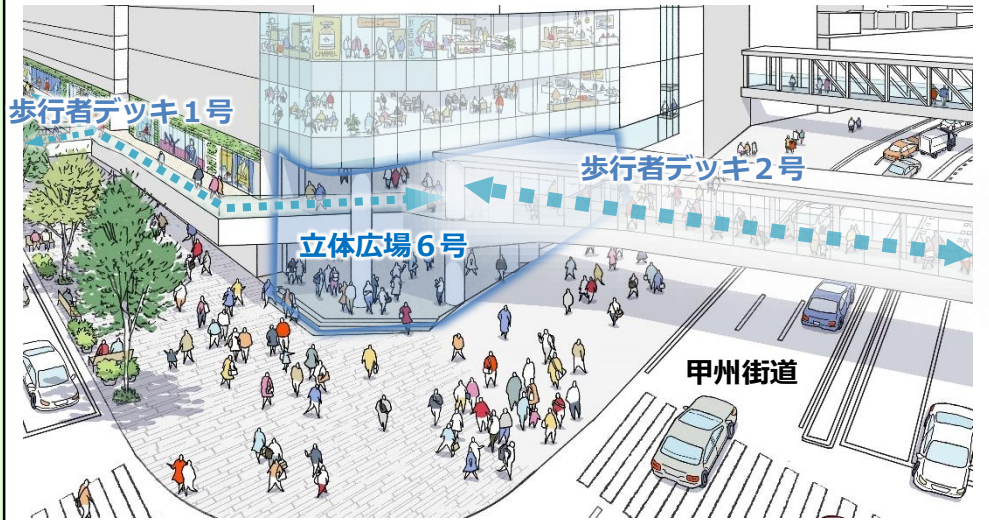
地上3階



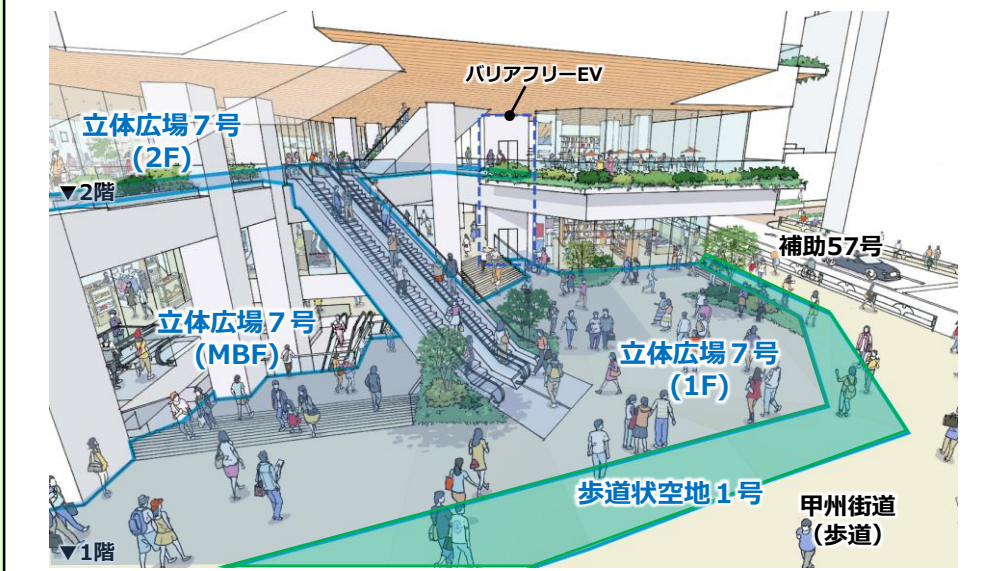
下線部は追加する部分です。

参考 イメージ図

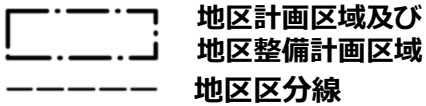
①甲州街道から北東を見たイメージ



②甲州街道から南西を見たイメージ



凡 例



地区施設



立体広場



広場



通路



歩行者デッキ



歩道状空地



緑地帯

(参考表示)



地区施設と
連携する
都市施設



参考イメージ図
の視点

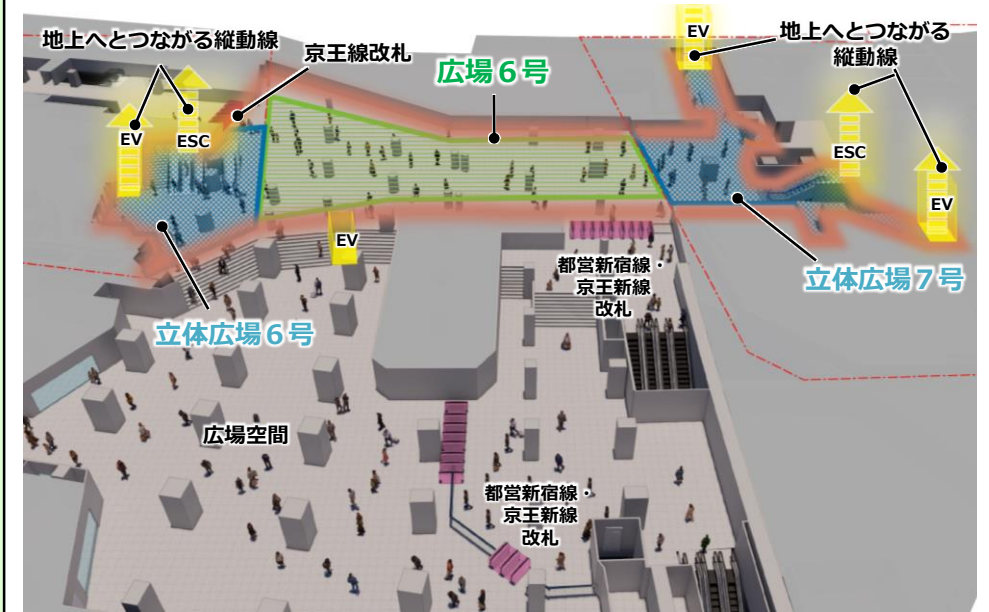


行政境界



町丁目境

③甲州街道地下部分のイメージ



※「国家戦略特別区域会議 第22回都市再生分科会 資料1」を一部編集しています。
※イメージは、今後の詳細検討および関係機関等協議により変更される場合があります。

4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

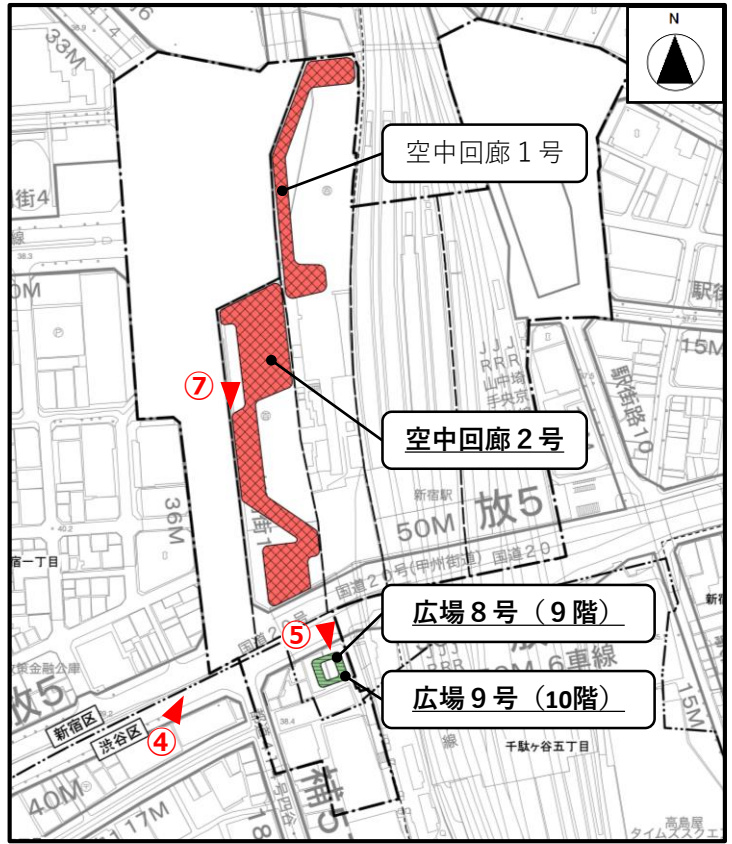
地区施設の配置

地上5階

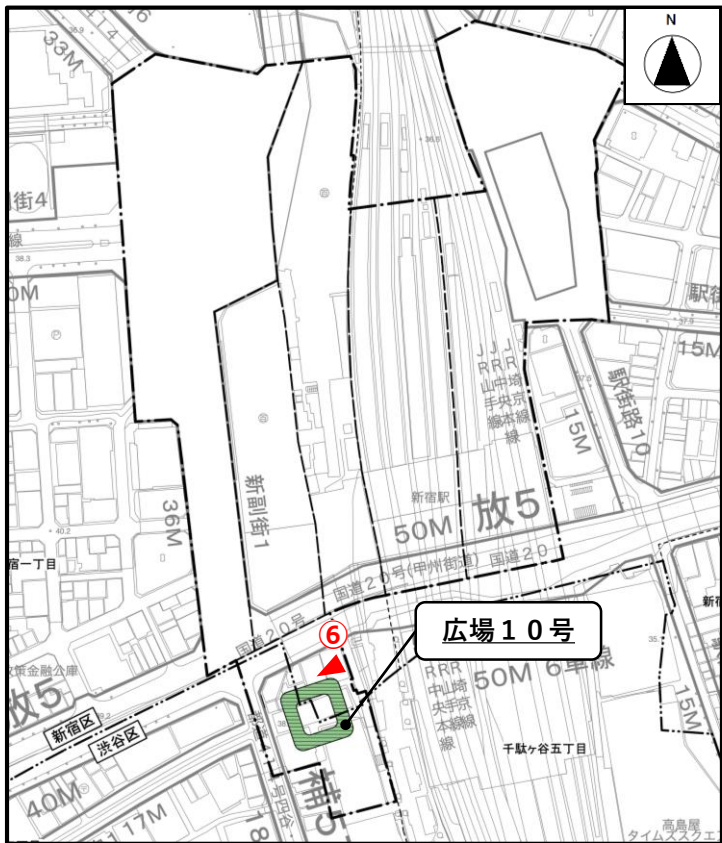


下線部は追加する部分です。

地上9~14階

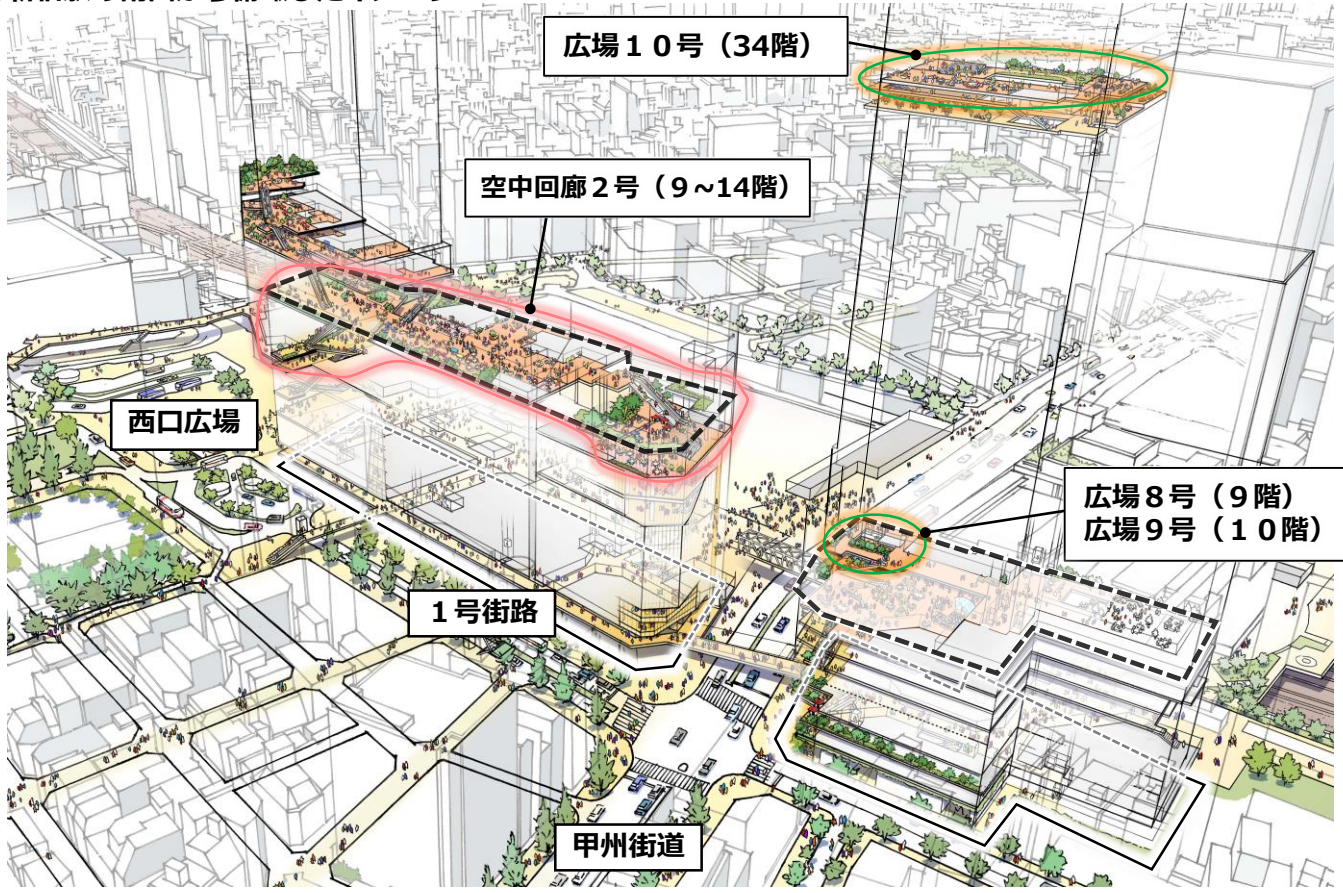


地上34階

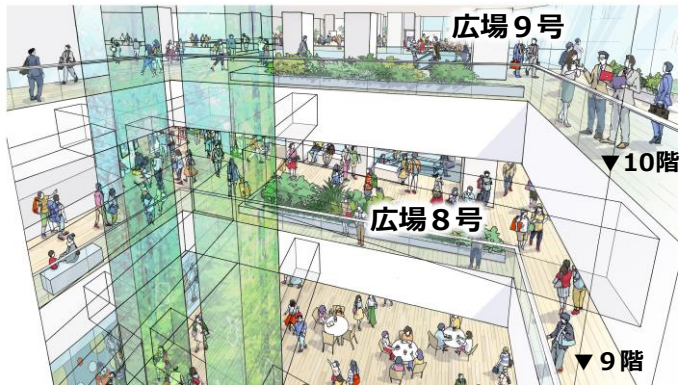


凡例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区区分線
地区施設	
	広場
	空中回廊
	参考イメージ図の視点
	行政境界
	町丁目境

④新宿駅の南西から俯瞰したイメージ



⑤広場8号・9号イメージ



⑥広場10号イメージ



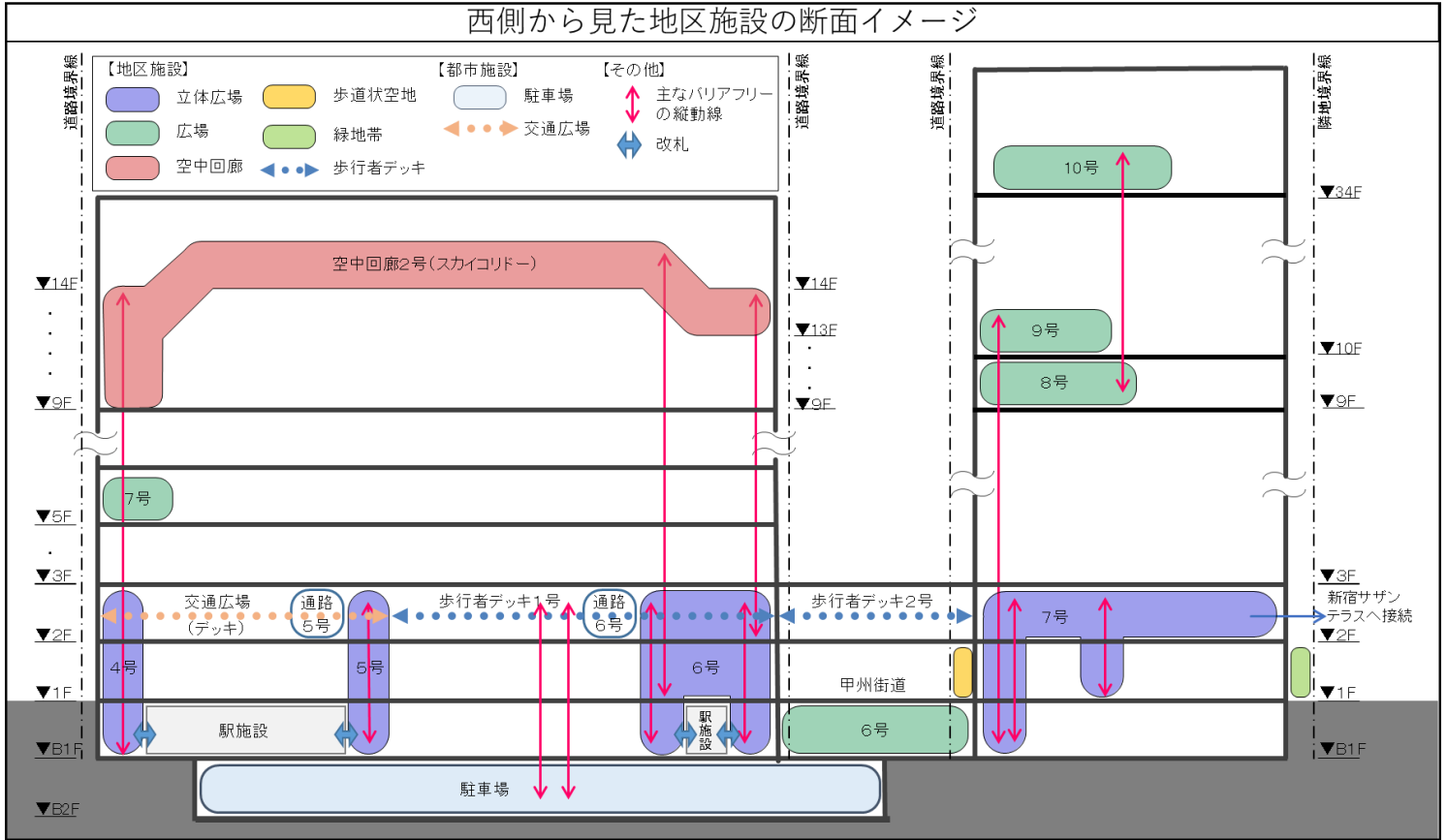
⑦空中回廊2号イメージ



※「国家戦略特別区域会議 第22回都市再生分科会 資料1」を一部編集しています。
 ※イメージは、今後の詳細検討および関係機関等協議により変更される場合があります。

4. 新宿駅直近地区地区計画の概要

参考図

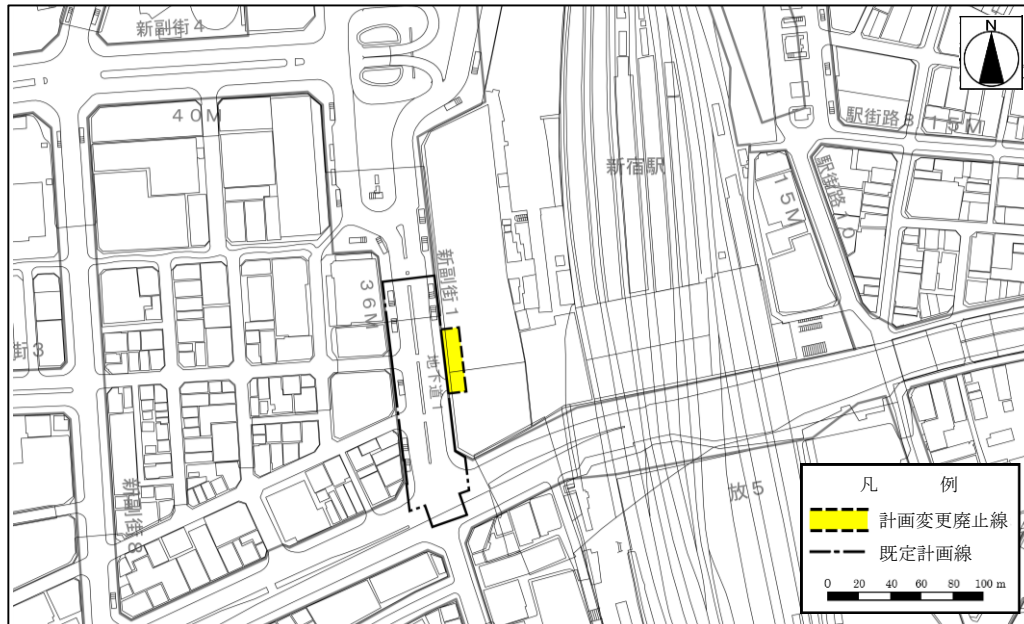


5. 新宿駅南口駐車場の概要

都市施設 (案)

種別	名称	位置	面積	構造階層	備考
駐車場	新宿駅南口 駐車場	西新宿一丁目 地内	約0.54ha	地下5層	駐車台数 約250台 出入口 1箇所

計画図



変更事項

- 1 区域の変更
計画図表示のとおり
- 2 面積の変更
約1.10ha→約0.54ha

歩行者優先の空間構成に向けた駐車場の再編

地上階

- 駐車場出入口を移設することで、歩行者と自動車の交錯を解消

現状

将来イメージ



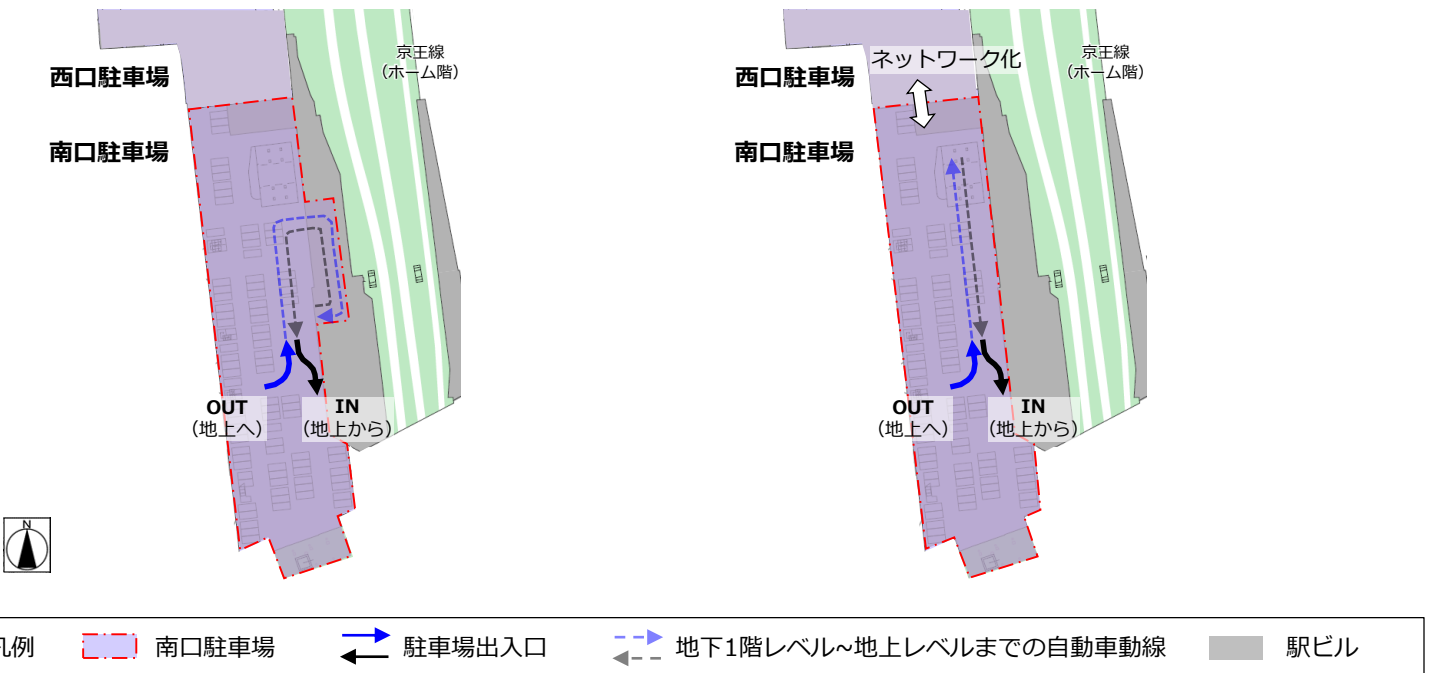
※この図は現況図を基にしたイメージです。

駐車場階（地下2階）

- 西口駐車場とネットワーク化し、西口駐車場出入口から南口駐車場に至るまでの自動車動線を新たに設けることで、南口駐車場を利用する自動車の駅前広場への流入を抑制
- 荷さばき車両に対応する高さを確保（高さ制限2.5m）

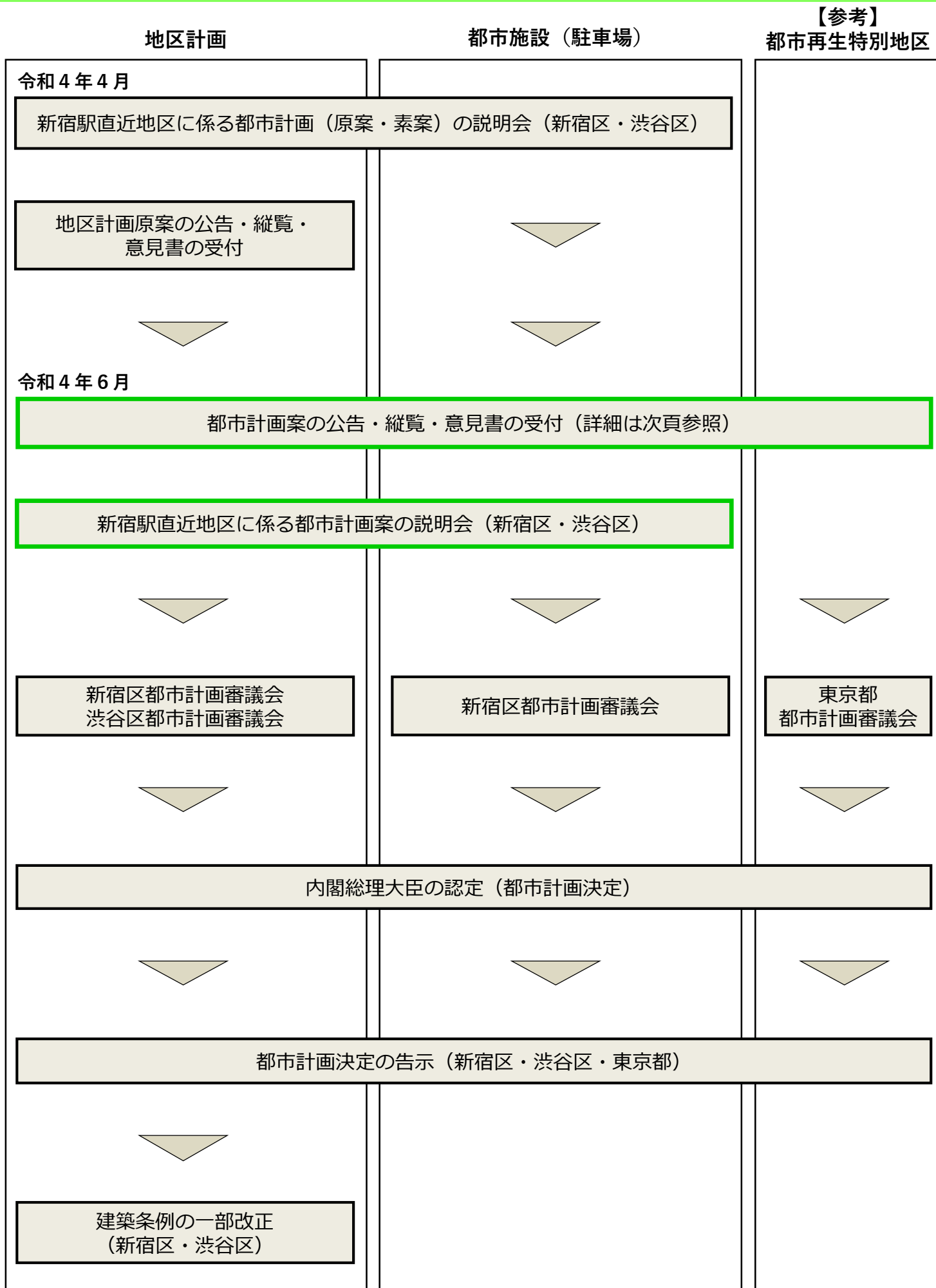
現状

将来イメージ



※この図は現況図を基にしたイメージです。

6. 今後のスケジュール



■地区計画案及び都市施設（駐車場）案の縦覧・意見書の受付について

地区計画案及び都市施設（駐車場）案について、以下のとおり縦覧に供します。
地区計画案及び都市施設（駐車場）案にご意見のある方は、意見書を提出することができます。

【縦覧・意見書の受付期間】

令和4年6月9日（木）～6月23日（木）
（土・日曜日を除き、午前8時30分から午後5時まで）

【縦覧場所・意見書の受付先・問い合わせ先】

○地区計画案

【新宿区】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 本庁舎7階
新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課
TEL：03-5273-4214（直通） FAX：03-3209-9227

【渋谷区】

縦覧場所・意見書の受付先

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎11階
渋谷区 都市整備部 都市計画課 都市計画係
TEL：03-3463-2620（直通） FAX：03-5458-4915

問い合わせ先

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎12階
渋谷区 まちづくり推進部 まちづくり第二課 まちづくり推進係
TEL：03-3463-2943（直通） FAX：03-5458-4918

○都市施設（駐車場）案

【新宿区】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 本庁舎7階
新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課
TEL：03-5273-4164（直通） FAX：03-3209-9227

※都市再生特別地区の都市計画案の縦覧・意見書の受付は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課です。
（都市計画案の縦覧は、新宿区新宿駅周辺まちづくり担当課または渋谷区都市計画課でも可能です。）

Memo

問い合わせ先

<地区計画に関すること>

○新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 TEL (03) 5273-4214 FAX (03) 3209-9227

○渋谷区 まちづくり推進部 まちづくり第二課 まちづくり推進係

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 TEL (03) 3463-2943 FAX (03) 5458-4918

<都市施設（駐車場）に関すること>

○新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 TEL (03) 5273-4164 FAX (03) 3209-9227